

イスラームとユダヤ教 一法的・神学的視点から一

ムハンマド・ハーシム・カムリー (Mohammad Hashim Kamali)

はじめに

西洋のイスラエルに対する姿勢ほど、ムスリム世界と西洋の関係を傷つけてきた問題はないし、いまも依然そうである。強硬論者、拡張論者、そしてシオニスト国家に対する西洋の露骨な経済援助と軍事支援は、民主主義や正義の理念、また国際連合憲章を侮辱する深刻な問題となっている。今日のイスラエルはテロリズムの具現国家であり、10億以上のムスリムの肉体と魂に突き刺さったとげである。イスラエルは頻繁に国連憲章を侵し、しかもその侵犯行為が何のおとがめも受けなければいか、なんとアメリカの公然として揺るぎない支援を受けてきた！そんな国連加盟国はほかにはないとムスリムは疑っている。数百万人のパレスチナ人に、生命にはじまり、住居の喪失、圧政、そして基本的人権の侵害という被害を与えた一連の行為によって、強制的にムスリム世界に押しつけられたのがこの国家 [イスラエル] なのである。

1. 概要

本稿はまず、クルアーンにおける「啓典の民 (アフル・アル=キターブ)」への言及を概観し、トーラーや聖書への言及を通して多く見ることができるイスラームとユダヤ教の目的や教義の上での特別な親和性について述べる。その後本稿は、クルアーンに見られるユダヤ教徒への批判に触れ、彼らが神の超越性とその啓示の完全性を公然と侵しながら、どのように信仰の根本から逸脱してしまったのかを論じる。さらにマディーナ憲章について再考し、ユダヤ教徒が憲章を侵害したことで、どのようにムスリムと彼らとの関係に負の足跡が残されたのかについて述べ進める。ただしその後の数世紀の間に見られたムスリムとユダヤ教徒のより多様な在り方は、両者の良好な関係を示している。続く議論として本稿は法を主題とする内容に触れ、イスラームとユダヤ教の法に関する共通した特徴を整理し、イスラームの法であるシャリーアの枠内でユダヤ教の法が有効と言われうる範囲について説明する。そして最後に、イスラエル国家の錦の御旗として掲げられた政治的シオニズム、およびそれと共通した点を持つキリスト教のシオニ

ズムについて個々に再考し、それらを総括する。

2. クルアーンにおける「啓典の民」

まず本稿は「啓典の民」という用語が、それを侮蔑で悪意に満ちたものと見なす通俗的な誤認とは異なって、逆に一神教の信徒に対してクルアーンが述べる友愛と敬意を、総体的な態度として直接に示すものであることを述べておく。

クルアーンに見られる宗教についての論争（ジャダル）は、預言者ムハンマド——彼にアッラーの平安と祝福あれ——の最初の敵対者であるマッカの多神教徒と、彼らのただ中で預言者が新しい信仰を広めたことへの言及に始まる。クルアーンはユダヤ教徒とキリスト教徒を主とする一神教徒をマッカの多神教徒や異教徒たちから区別するために、敬意を払って彼らを「啓典の民」と呼ぶ。この表現が区別用語（a term of distinction）であることは、後述するようなクルアーンがトーラーや聖書に言及している無数の内容から考えて完全に妥当である。ただし「啓典の民」は凝り固まった規定概念ではなく、その意味と用法においてクルアーンはある程度の柔軟性を認め、同等の用語も用いている¹⁾。クルアーンはユダヤ教徒を「ヤフード」と名付けているが、他に同様の呼び名を53回に渡って用いている。その中で最も頻繁に用いられるのは「イスラエルの子孫（バヌー／バニー・イスラエル）」であり、それは主にマディーナ期の啓示の中で40回に渡って登場する。ヤフードおよびそれに類する用語がユダヤ教徒の信仰に従う者に対して用いられる一方で、バヌー・イスラエルが意味するのはユダヤ教徒の子孫、あるいはその人種という側面である²⁾。また同じく啓典の民として言及されるのはサービア教徒とゾロアスター教徒（マジユース）である。預言者ムハンマド——彼にアッラーの平安と祝福あれ——はサービア教徒とのあいだに個人的な交流はなかったが、あるハディースはゾロアスター教徒が啓典の民としての地位にあるべき存在だと勧めている³⁾。よって、ユダヤ教徒とキリスト教徒に特別な地位が与えられたのは彼らの宗教的な信仰の内容によるものであり、いかなる人種的根拠、祖先への配慮によるものでもない判断するのが一層無難である。さらに言えば、クルアーンはムスリムを含めた啓典の民、あるいはそれ以外のいずれの集団にも優越性を認めていない。クルアーンに認められる優越性の唯一の基準は、品行方正と敬虔さ（タクワー、49章13節）であり、それは集団や集合的な存在ではなく、主に個人の特質に求められる。

誉れ高きマディーナ憲章は、聖遷（ヒジュラ）の最初の年にマディーナへの移住者とマディーナのユダヤ教徒、そしてマディーナの援助者との三者間で結ばれた。それはユダヤ教徒の宗教と自治の自由を保証するものであり、またクルアーンの諸節をそのまま

刻み直すものであった。「おまえたちにはおまえたちの宗教があり、私には私の宗教がある（109章5節など）」。そしてユダヤ教徒はマディーナに新設されたウンマ（共同体）にとって不可分な存在として新たに宣言されたのである（条項第25）⁴⁾。

クルアーンはイスラームに先行して啓示を授かった幾つかの宗教に対して肯定的な見解を主張しており、神の唯一性（タウヒード）という信条、神への崇拜、そして人間の行為を以下の原則にならって神が導く必要性を通して、イスラームとそれらの宗教とのあいだに本質的な一致を見出している。「確かにわれらはすべての共同体に使徒を遣わした。アッラーに仕え、邪神を避けよ、と（16章36節）」*。この節の本質は他の多くの箇所認められており、それゆえ預言者ムハンマドには以下の通り神託が与えられた。

「彼（神）は、宗教のうちヌーフに命じ給うたものをおまえたちに制定し給い、われらがおまえに啓示したものとわれらがイブラーヒーム（アブラハム）、ムーサー（モーセ）、そしてイーサー（イエス）に命じたものをもまた。（42章13節）」

「われらはおまえ以前にも、『われのほかには神はない、それゆえ、われに仕えよ』と啓示されないまま使徒を送ったことはなかった。（21章25節）」

また他の幾つかの節は、下された啓示の全ては一つの内容であり、同一であるとさえ示唆している。「おまえに対しては、おまえ以前の使徒たちにかつて言われたことのほかには言われていない（41章43節）」。それゆえに一つの神を信じ、彼を崇拜することは全ての啓示宗教に共通した性質であり、啓典の民のあいだにおける統一性の本質を表している。

3. ユダヤ教とイスラーム——両者の強い類似性について

クルアーンは、他の啓示宗教に比べてユダヤ教との結びつきにより強い意識を示しており、それゆえイスラームの法や教義の多くは、それらが先行するユダヤ教の法や教義と連続したものであることを述べる。この親和性の根拠としては、ユダヤ教がヘブライ語という、イスラームにおけるアラビア語のような聖なる言語を持っていること、またハラハーという、イスラームにおけるシャリーアに相当する聖なる法を持っていることがあげられる。さらに言えば、両者はいずれも神の像を描いたり彫ったりすることを奨めるあらゆる偶像崇拜を認めず、聖像画にも反対するという点で共通している。その他に重要な点として、イスラームはキリスト教に対しても同様に類似した立場にあり、両

*本稿におけるクルアーンの日本語表現は下記に倣う。『タフスィール・アル＝ジャラーライン（ジャラーラインのクルアーン注釈）』（中田考監訳、中田香織訳）、第一巻（2002）、第二巻（2004）、第三巻（2006）、日本サウディアラビア協会。箇所は直後の（ ）内に示す。

者は魂の不道徳や終末論的性格、また内的生活を強調する点において共通している。それら三つ全ての宗教に共通する基本原則は、一神教、預言者、聖典、そして基本的な倫理規範の存在である。イスラームはキリスト教とユダヤ教に密接に関わるアブラハム宗教における不可分な一部である。イスラームは自らをそれらの宗教の完成形で、一神教としての最終形態であると見なしているが、ユダヤ教とキリスト教の教えを認め、排他主義のあらゆる形態を拒否する⁵⁾。例えばトーラーに関する言及を見ると、クルアーンはトーラーを着想と導きの一つの源として認めている。「まことにわれらは律法の書（トーラー）を下し、その中には導きと光がある。帰依した預言者たちはそれによって戻った者たちに対して裁き（5章44節）」、それゆえに我々は、ムハンマドがアブラハムの家系の預言者の一人として、トーラーの導きによって制約を受ける姿を見ることができる。さらに言えば、彼に先行して現れた中心的な預言者に言及する過程で、クルアーンは彼らの教えに倣うことを預言者ムハンマドに命じている。「これらの者はアッラーが導き給うた者である。それゆえ彼らの導き、それに倣え（6章90節）」。それらに、またクルアーンの中の他の類似した言葉に基づくことで、ムスリムの法学者や注釈者の見解は、全ての啓示宗教は同じ本質を持ったものが異なる形で発現したという点で一致する⁶⁾。

一神教というこの共通したアイデンティティーについての認識は、ムスリムがユダヤ教徒を初めて隣人としたマディーナにおけるムスリム共同体の生活経験にもそのまま反映された。クルアーンには述べられていない宗教的な出来事や習慣に関して、ムスリムはユダヤ教徒とキリスト教徒の生活を参考にして、それらに倣ったのである。例えばムスリムはアラブ人ではあるが異教徒である者たちの髪型よりも、ユダヤ教徒の髪型を真似た⁷⁾。またムスリムは、約16ヶ月間、イェルサレムの方角に祈り続けた⁸⁾。同様に啓典の民、特にユダヤ教徒がアーシュラーの日（イスラーム暦1月／ムハッラム月10日）に断食していることを知った預言者ムハンマドは、ムスリムに対して同じ日に断食するように命じた。彼はまた、ユダヤ教徒の葬儀が行なわれているのを見る際、常に起立していた⁹⁾。

イスラームは神がユダヤ教徒に特別な愛情を注いでいることを認めている。「イスラールの子孫（バヌー・イスラエル）よ、われがおまえたちに恵んだわれの恵みを思い起こせ（2章47節、同122節）」。しかしそれは、彼らと神との間の契約の成就、つまり彼らが神に仕え、善良なる行為を働くという役目を果たした結果であるというのがイスラームの見方である。ユダヤ教徒には契約によって子孫や大地、繁栄や幸福といった報酬が与えられ、一方で神への崇拝と慈善、正義、そして公正なる行為を働く義務が課された（5章12節）。契約は、ユダヤ教徒が彼らの義務を怠った場合の神による罰を

同様に約束しており、その場合、彼らには敗北や離散、苦難や不幸が多く与えられるのである（3章112節、17章2－8節）。

4. クルアーンにおけるユダヤ教徒への批判

イスラームは「約束」を知らない。言い換えれば、最も至高なる神はユダヤ教徒を、彼らが神の契約を担う一部であることに気付いているかどうかにかかわらず永遠に寵愛する、というような教えはイスラームにはない。何故ならその教えは、神の子たちであるユダヤ教徒は悪行を働いてもその地位が揺らがないということを意味するからである（申命記9章5－6節、ホセア書11章8－9節）*。クルアーンはそれに対して、以下のように反論する。「われらは悪を禁じた者たちを救い、不正をなした者たちを彼らが逸脱したがゆえに悲惨な懲罰で捕らえた（7章165節）。そして、われらは彼らを地上にいくつもの共同体に分断した。彼らの中には正しい者もあれば、彼らの中にはそうでない者もいる（同168節）。それから、彼らの後を子孫が継ぎ、啓典を相続したが、彼らはこの近い方の物品を受け取る。そして、『いずれ彼はわれらを救し給う』と言い（同169節）」。そのような教えは、例えそこで無条件に愛されるのがムスリムとされていようとも、イスラームにおいて冒瀆的と見なされる。ユダヤ教徒は自分たちが特別に選ばれたことを説明するために、神が恣意的な存在であるように描いている。ユダヤ教は神がアブラハムを選び、彼に対して人々から離れて町を出るように命じたと主張する。しかし神のその選択については理由が述べられていない（創世記12章1節）。アブラハムが選ばれた理由についてはどこにも説明が見られず、ただ「現れて」（創世記17章1節）と述べられており、ユダヤ教徒が敬虔かどうか、正しく振る舞うかどうかに関係なく、彼らは生物学的な意味でアブラハムの子孫であるということによって選ばれているというのである（イザヤ書9章6節、63章1－16節）¹⁰。クルアーンはアブラハムが町を出た原因を、同胞の偶像崇拜から離れ、神によって啓示された真の宗教に回心するためだと初めて述べ、また神は、その結果アブラハムに対して企てたられた迫害から彼を救ったと表明している（21章51節および以降）。

この恣意的な選民意識からうかがえるのは、ユダヤ教徒が神を自分たちの父とし、また自分たちを彼の子供として説明しているとういことである。イスラームはこの点を、神の超越性を脅かすものとして糾弾する。クルアーンは以下のように述べる。「ユダヤ教徒とキリスト教徒は言った、『われらはアッラーの子であり、彼が愛する者である』。

*本稿における聖書の日本語訳は以下に依う。『聖書 新共同訳』日本聖書協会。箇所は直後の（ ）内に示す。

言え、『では、どうして彼はおまえたちにおまえたちの罪ゆえに懲罰を与え給うのか』。いや、おまえたちは彼が創り給うた者のうちの人間である（5章18節）。もしおまえたちが善を尽くすなら、おまえたちは己自身のために善を尽くしたのであり、もしおまえたちが悪をなすのなら、己自身のためである（17章6節f）』。

イスラームはさらにユダヤ教徒が啓示の内容に手を加え、それを軽視、改編し、あからさまな改ざんによって啓示の原文を損なったとして批判する（7章162節、2章41-42節、同75、79、174節、4章46節、5章41節）。この批判は後にイブン・ハズムやシャフラスターニーなどのムスリムの宗教史学者が展開するような、聖書についてのテキスト批評の幕開けとなった。またユダヤ教徒への別の批判としては、ユダヤ教徒が神から授かった啓示の基準や規範に忠えていない点も挙げられる。その批判は、ユダヤ教徒が彼らの預言者たちからこれまでに聞いたどのような言葉よりも強い調子でなされる。「律法の書（トーラー）を負わされ、その後それを負わなかった者たちの譬えは、書物を負うロバの譬えのようである（62章5節）」。

さらにこう続く。「おまえたちの許にはムーサーが明証を携えてやって来たが、その後、おまえたちは彼の後に子牛を奉った。おまえたちは不正な者だったのである（2章92節）」。嘆かわしいことに彼らは自分たちの手で、自分たちが神聖な地位に都合良くいられるように啓示を書き換えた。またユダヤ教徒は、天使ジブリール（ガブリエル）に敵対し（2章97節）、ウザイル（エズラ）を神の息子として主張する（9章30節）点などからクルアーンにおいて批判される。啓示についての彼らの信条は彼らに合わせて作られたものであり、神の他の全ての啓示を否定するものではない（2章91節、69章91節¹¹⁾。しかし彼らは自分たちが獄火に晒されるのは一定の日数のみであることを求め（2章80節）、またイーサーの母であるマルヤム（マリア）に対して冒瀆的な声明を行い、他の預言者、とくにイーサーを拒絶した（4章156節）。

5. マディーナ憲章とその後

西暦622年にマディーナに到着して間もなく、預言者ムハンマドは自分たち移住者、ユダヤ教徒、そして援助者との間で、初期のイスラーム政治体制の基礎となるマディーナ憲章を結んだ。それはユダヤ教徒の宗教、文化、社会・経済生活、そして財産を保護する文書であり、また彼らに二つのものを放棄することを促した。それは憲章違反の戦争と孤立主義である。ユダヤ教徒がムスリムとの憲章に合意したことは文字通り彼らとムスリムとの戦争の停止を意味した。憲章に加わった者が外部から攻撃を受けた場合は憲章に基づいた共同体全体が信仰者の平和のために一体となって防衛に努め、そこに加

わった者、協働した者は、誰もが分ちきれない仲間となったのである¹²⁾。憲章はユダヤ教徒がユダヤの法廷を設置して、トーラーの基準にしたがって、自らを裁くことを認めた。何故なら彼らは下された啓示の宗教に従う者であり、また預言者ムハンマドの憲章に加わった者たちだったからである。

しかしながら、マディーナのユダヤ教徒は自らの義務に関する憲章の規定に従うことはなかった。当初から彼らの指導者の一部は憲章に対して空世辞を言うとともに、その転覆を企てていたのである。憲章誕生からわずか二年が過ぎた後、ウフドの戦いでムスリムが撤退したことと、小規模なマッカの軍勢と遭遇したことをきっかけとして、ユダヤ教徒はムスリムに対して公然と挑んできた。マッカの軍勢をより強大な脅威と見なした預言者ムハンマドは、ユダヤ教徒の全体ではなく、その一部の憲章違反を侵した一族、あるいは家族らと対峙する道を選んだ。そして彼らの違反を許す一方、私財を持たせて彼らを町から追放した。同年には別のユダヤ教徒の一族が今度は預言者ムハンマドの殺害を企てた。それに対して預言者は彼らを町から追放することを決めたが、憲章を遵守して町に残る者たちのことを考慮して、今度は彼らに私財を持たせることはしなかった。そしてマッカのクライシュ族が加わったアラブの主要連合によってマディーナが危うく屈服しかけたハンダク（塹壕）の戦いから一年経った時、ユダヤ教徒は盟約を裏切り、破棄する不実な存在としてその責任を負うことになった。その責任はユダヤ教や宗教とは無関係であり、一部のムスリムや非ムスリムも同様の責任を負う罪人となり、一律に同じ処罰を受けた¹³⁾。

世界中のユダヤの民の多くは、自ら好んでムスリム世界に数世紀に渡って住み続けた。ユダヤ教徒にとって、ムスリム世界以上に彼らが馴染み、保護される場所はなかったのである。それに比べると、キリスト教世界に住んでいたユダヤ教徒の数は中世においてはごくわずかであった。バーナード・ルイスによると、「わずかな例外は見られるものの、ユダヤ教徒の生活における創造的で意義深いものは全てイスラームの土地において起こった。ヨーロッパのユダヤ教徒の共同体は、西はスペインから東はイラク、中央アジアまで広がった先進的で洗練されたイスラーム世界におけるユダヤ教徒の文化的遺産を継承したのである」¹⁴⁾。イスマーイル・ファルーキーに言わせると、イスラームは「ユダヤ教にとって空前の盟友」であり続けた。イスラームはユダヤ教をこれまでの宗教や政体とは異なった、法によって定められた (du jure) 宗教として認識している。それゆえにムスリムは、ユダヤ教徒がトーラーを遵守することを認めるだけでなく、むしろそれを望んだのである。そしてそれによってラビ法廷はその独自の執行権を持つことができた。しかし逆に、多くの場合において寛容に関する理想的なモデルと見なされるアメリカにおいては、ユダヤ教の法の適用はそれが建設的で世俗的なもので

あっても、アメリカの法を侵害するものと見なされてきた。イスラームのユダヤ教徒に対する寛容がイスラームによるユダヤ教徒の支配を源とする一方で、キリスト教のユダヤ教徒に対する寛容が、キリスト教徒自身が啓蒙主義にたつ世俗主義者の攻勢に降伏したために生まれたというのはとくに重要な点である¹⁵⁾。再びバーナード・ルイスに言わせると、以下ようになる。

「ムスリム支配下のユダヤ教徒とキリスト教徒は、ムスリムでないという理由で殉教を余儀なくされることはなかった。また彼らは、キリスト教徒によって再征服されたスペインで、ムスリムとユダヤ教徒が直面した離散か背教、さもなければ死という選択を迫られることはほとんどなかった。彼らは、近代以前のヨーロッパでは、多くのユダヤ教徒にとっては当たり前であった広範囲にわたる領土的なあるいは支配的な制約に苦しめられることはなかったのである」¹⁶⁾。

そうした中でもムスリムは、ユダヤ教徒や他の教徒をイスラームへと呼びかける義務を怠りはしなかった。ただしその呼びかけは「英知と良い訓戒をもって」（16章125節）行なわれる必要があった。誰も他者に彼らの宗教を強制的に放棄させたり、改宗させたり、またイスラームを奉じることを強いることはできない（2章256節）。この規範を強制力の行使でもって侵し、また強制の下でイスラームに改宗させれば、いずれの場合も改宗への告白を疑わしいものとして汚し、またそれを無価値で無効なものとしてしまう。

6. 主題についての法規定上の問題

クルアーンは先行する啓示の法に、一般的な規約として言及するだけでなく、またより特殊な規約としてもしばしば言及する。それゆえにユダヤ教とキリスト教の法がムスリムにとっても有効かどうかという点は重要な問題として議論されてきた。その問題に答えを出すためには、学問対象として確立している法源（ウスール・アル＝フィクフ）、一般的な合意（イジュマー）、類推（キヤース）、あるいは預言者ムハンマドの教友の判断や裁定（ファトワー）と並んで、先行する啓示がムスリムの法規定にとって適正な根拠となるかどうか、またシャリーアの一部として見なされるかどうかを見定める必要がある！¹⁷⁾

トラーと聖書をその導きの源泉とすることを示すクルアーンの一般的な言及、またそれらの法を基礎として裁きを行うことを預言者ムハンマドに命じたクルアーンの言及

については、本稿は既に検証を済ませている。ならば、このことはトーラーと聖書の法がイスラームのシャリーアの不可分な部分を構成することを意味するのだろうか。その問いに対する答えは、概ね肯定的なものである。シャリーアは一部の法を無効あるいは保留にしながらも、先行する法の多くを保持し、有効なものとしてきた。例えばトーラーにおいて定められた復讐法（キサース刑）と幾つかの刑法（ハッド刑など）はクルアーンにおいても定められている。しかしながら、ここで明確にされるべき基本的な原則は、シャリーアがムスリムにとって自己完結した完全なものだということである。先行する啓示は原理上は有効ではあるが、ムスリムに直接適用されるものではない。ただしクルアーンがそれらに言及する方法や頻度に留意した上で、以下のような一層の吟味が必要とされる。

先行する法に対してクルアーンが行なう言及を通して、次の三つの類型化が可能となる。

(1) クルアーン（あるいはこの件についてのハディース）が先行する啓示の判定に言及し、それが支持され、イスラームの法であるシャリーアにとって不可分なものとなることが疑いのない場合、それはムスリムにとっても義務となるであろう。その一例はラマダーンの期間に義務付けられている断食についてのものである。「信仰する者たちよ、おまえたちには齋戒が書き定められた、ちょうどおまえたち以前の者に課されたように（2章183節）」。同様の例がムスリムの暦における主要な行事の一つである犠牲祭、つまりイード・アル＝アドハーでの食肉処理の関するハディースにも見られる。そこでは「あなた方の祖先であるイブラーヒーム——彼に平安あれ——の伝統に倣い、犠牲を捧げよ」と命じられる¹⁸⁾。この二つの例の文面はともに、断食とイード・アル＝アドハーにおける犠牲がムスリムによって遵守され、義務として課されることをほぼ疑いの余地無く示している。

(2) クルアーンあるいはハディースはトーラーの判定に言及するが、同時にその判定に問題があり、それが中断、中止される場合には、それを無効または保留とするであろう。それがクルアーンにおいて起こった例（6章146節）はユダヤ教徒に禁じられた一部の動物あるいは動物の部位について述べるものであるが、それはもはや無効である。その禁止事項は停止された後に廃止となり、それゆえにムスリムにとって〔その動物を食べることは〕合法的なものとなった。この例についてのハディースは預言者ムハンマドによって以下のように述べられている。「戦利品を得ることは私にとって法的に認められてきたが、私以前には誰にも認められなかった」¹⁹⁾。

(3) クルアーンあるいはハディースは、トーラーの判定について言及する際、それが継続的に有効かどうかということは追求していない。上記二項の場合と異なり、この言及については幾つか異なった解釈がなされている。例えばクルアーンは、トーラーにおいて有効であった報復に関する法には一定の見解を述べるが、ムスリムがそれを遵守すべきかどうかについてはとくに定めていない。それゆえにクルアーンは以下のように述べている。「また、われらは彼らにその中で、命には命、目には目、鼻には鼻、耳には耳、歯には歯、傷は同害報復と書き定めた（5章45節。正しい同害報復の法についての別の面については同32節も参照）」。この問題についての詳細な学問的な解釈にはここでは立ち入らないが、主流の法学派の見解に限って言えば、それらの法も同様にイスラームのシャリーアにおける不可分な一部であるとされる。もしそうでなければ、クルアーンがそのことをわざわざ物語る必要はほとんどないという理由からである。この問題についての主流派の見解は、シャリーアの教えに反する場合に限って、シャリーアはトーラーの規定を無効にすることも付け加えている。クルアーンはトーラーや聖書の法を概ね支持し、とくに無効とはしないことから、それらはシャリーアの不可分な一部となる²⁰⁾。

さらに言えば、ムスリムの男性にはシャリーアの判定の下でユダヤ教徒あるいはキリスト教徒の女性との結婚が認められており、その場合彼女らにはイスラームへの改宗が強要されない。これは一般に、クルアーンにおいても無条件に認められており（5章5節）、啓典の民の女性は寡婦であれ、結婚経験者であれ、全てムスリム男性との結婚が合法的に許される。それゆえに妻は自身の信仰や儀礼に関する教義を遵守しながら結婚生活を送ることが可能であり、ムスリムである夫も妻の教義の遵守を妨げることはできない。その妻は寡婦産権、身の保全、そして相続に関してムスリムの妻と同じ権利を持つことができる。カリフであったウスマーン・イブン・アッファーンや、タルハ・イブン・ウバイドゥッラー、フダイファ・アル＝ヤマーニー、ムギーラ・イブン・シュバーをはじめとした預言者ムハンマドの多くの教友が、ユダヤ教徒やキリスト教徒の妻を娶っていたと伝えられている。

ムスリムの女性が他の啓典の民の男性と結婚できない理由は以下の通りである。(a)イスラームにおいて夫は家族を束ねる長であり、彼が非ムスリムであれば子供は宗教に対する葛藤を余儀なくされるだろう。(b)イスラームがユダヤ教とキリスト教を宗教として認める一方、ユダヤ教とキリスト教はイスラームに対して同様の認識を持っていない。

よく似た例として、啓典の民の食べ物や彼らの食肉処理がムスリムにとっても合法であり、また逆も同じであるという言及がある（5章5節）。それゆえにムスリムは啓典

の民を食事に招くことも、逆に彼らから食事に招かれることも許されており、それによって友好的な関係を保つことができる。啓典の民の食事を食べることをクルアーンはここでも無条件に許しているため、ムスリムは他の啓典の民の食肉処理についての詳細や、彼らが実際にそれに対して神の名を唱えたかどうかについては尋ねる必要がない。この問題についてはイスラーム法の主要な学派の間でやや見解が分かれており、詳細は割愛するが、クルアーンはそれを認めているとするのが最も一般的な立場であることのみ述べておく²¹⁾。

7. シオニズムとキリスト教シオニズム

シオニズムは19世紀の後半、当時ヨーロッパで流行ったナショナリズムと社会主義の思想潮流に起因し、ユダヤ教徒の知識人の間で誕生したものだというのが基本的な理解である。シオニズムの運動は当時オスマン帝国の一部であったパレスチナにユダヤ教徒の故国（つまり今日のイスラエル）を建設すること、そしてそれを発展させることを希求するものであった。シオニストの主張で重要な点は、トーラーと聖書の両方に見られた正義の本質をイスラエルが侵害することを自由に認めるということであり、このことは特にイスラエルがパレスチナ人の故郷を破壊し、彼らを闇の彼方に追放することを正当化した²²⁾。シオニズムはキリスト教によるヨーロッパのユダヤ教徒に対する迫害で用いられた圧政的な手法に対する一つの反作用として展開した。ヨーロッパのキリスト教国家における反セム主義、またホロコーストのような出来事がシオニストによるパレスチナ人抑圧を促し、それをシオニストにとっての正当行為とさせたのである。したがって、それはイスラエルの初代首相であるダヴィッド・ベン・グリオンに言わせると以下のようなようになる。

「もし私がアラブ人の指導者であれば、私は決してイスラエル国家の建設に同意の署名はしない。それが普通である。我々は彼らの国を奪ったのだ。神は確かにイスラエルを我々に約束した。しかしそのことが彼らにどう関係があるのか？我々の神は彼らの神ではないのだ。反セム主義、ナチス、ヒトラー、アウシュビッツ、それらは確かに存在したが、そのことにアラブ人は責任があると言えるだろうか？我々がやって来て、我々が国を奪った。アラブ人が見たのはただその一つのことだけだ。どうやって彼らが我々を承認できるだろうか？」²³⁾

パレスチナの占領以来、イスラエル国家は国際法と多くの国連決議を直接侵害するこ

とにつながった政治的シオニズムの先鋒にたってきた²⁴⁾。イスラエル国家は全ての場面でアメリカ政府による確たる支援を受けており、それは国連のイスラエルへの態度にも同様の影響を与えた。例えば1975年に承認された国連決議3379はシオニズムを「人種差別および行き過ぎた区別の一形態として」非難するものであったが、その16年後にアメリカは冷戦終了とソ連崩壊の余波に乗じて、この決議を取り消すように国連総会に働きかけた。この結果、シオニズムを人種差別と同一視し続けることに賛成票を投じた国連加盟国は、マレーシアをふくめても、わずか25か国であった。

こうしたことから、「差別主義、急進的な人種差別、ゼノフォビア、またそうした一連の不寛容な姿勢に反対する2001年ダーバン世界会議」以降の問題の進展度合いを評価するために、2009年4月20-24日にジュネーブで開催された「国連再検討会議」が以下の態度を取ったのは驚くに値しない。「[[国連再検討会議]は] 今日の世界における最も差別的な国家の一つ [イスラエル] を保護する態度を取った。会議のずっと以前から、アメリカとEUはイスラエルの人種差別の法や、非ユダヤ教徒への態度について真剣に吟味することを許そうとはしなかった」²⁵⁾。

故人となってしまったが、イスラエルの著名な人権擁護派の一人であるイスラエル・シャハク教授は、イスラエルが徹底した人種差別国家だと訴えた。例えばイスラエルはユダヤ教徒を世界中からイスラエルに呼び戻して彼らに市民権を付与する「帰還法」を掲げる一方で、故郷に戻ることを国際法上で認められた500万人のパレスチナ難民の帰還を拒否する、露骨な差別主義を採用している。土地や家屋の所有権についての政策もパレスチナ人とその他のアラブ人に対して不利な、偏りのあるものとなっている。ヨルダン川西岸においてさえパレスチナ人に割り当てられた水は同地区のユダヤ教徒およびイスラエルのユダヤ教徒に割り当てられた12分の1の量であり、しかもその希少な資源に対してユダヤ教徒と等しい料金をパレスチナ人は払わされている。そしてちょうどユダヤ教徒とパレスチナ人を隔てる壁のように、ヨルダン川西岸にはイスラエル専用の道路が整備されているのである²⁶⁾。

イスラエル国家と結びついた政治的シオニズムと、歴史上のユダヤ教徒の苦しみを憂慮した文化的、霊的運動としてのシオニズムとは区別されるのが望ましい。ユダヤ教徒の苦しみ、あるいはホロコーストというユダヤ教徒に対するヨーロッパの数世紀に及ぶ民族差別の絶頂に関する真実が、今日のイスラエルに見られる人種差別やアパルトヘイトによって軽減されるわけではない²⁷⁾。しかし悲しむべきは、かつての差別の被害者の末裔が、今日ではその隣人であるパレスチナ人に同様の悪行を働く加害者に成り下がっていることである。

パレスチナはアラブ人が従来住んでいた土地である。1917年にアラブ人の居住地はパ

レスチナの97.5%に及んでおり、その80%を今はイスラエルが占領している。それ以降もイスラエルは、パレスチナ側に対する拡張と非合法的な占領を継続している。この事実は公平な意識を持った知識人の良心をイスラエル内外で自ずと駆り立て、例えば2002年2月にカナダのイスラエル領事館前に集まった数千の正統派ユダヤ教徒たちがイスラエル国家の存在を批判した。彼らの母体は中央ラビ会議（Central Rabbinical Congress）であり、彼らは「ユダヤ教徒の役割とは・・・（中略）・・・謙虚に神に仕え、常に愛国心を維持し、全ての人間との和解を求めることである。しかしシオニズムが求めているのは、あらゆる機会においてユダヤ教徒と他者との間の敵意を増幅させることである」と主張する²⁸⁾。

トラーのなかで、終始一貫して最も重要な言葉、それは「あなたの心全てでもって神を愛せ、そしてあなたの隣人をあなた自身のように愛せ」である²⁹⁾。シオニストが隣人に対して行なっている不正義を見れば、それがトラーの教えと異なっていることは自明である。トラーは全ての人間に慈悲、正義、尊厳（kavod ha-briyot）を提言する。また人間は皆「一つの広がった家族の一員」であると断言する³⁰⁾。その点はイスラームにおいても同様であり、神はその人間に対する愛のために「アードムの子らに栄誉を与え・・・（中略）・・・彼らを特別に優遇した（17章70節）」の。この神の好意に制限はなく、それは不可侵のものであり、全ての人間が授かるものである³¹⁾。

2003年に実施された世論調査では、EU15ヶ国の59%の人々がイスラエルを「世界の平和にとって最大の脅威」と判断した³²⁾。この調査結果にピュー・センター（The Pew Center）は以下の論評を加えた。「ムスリムにとっては、パレスチナをめぐる紛争に関してアメリカが不当にイスラエルを支持しているという[彼らの]信念を確信させるものであり、99%のヨルダン人、96%のパレスチナ人、94%のモロッコ人がそれに同意している。大多数のヨーロッパ人もそうであった。イスラエルにおいてさえ、アメリカの政策が不当であるという声はそれを正当とする声を上回った」³³⁾。ヤコブ・ラプキン氏は「ユダヤ教の伝統が求めた謙虚で思いやりのある寛大な、古き良きユダヤ教徒の姿をシオニストは侮辱した」と端的に述べる³⁴⁾。

シオニズムに対抗するために様々なユダヤ教の組織がこれまでに設立されている。例えば世界のユダヤ教徒を代表するために1912年に設立されたアグダット・イスラエル（Agudath Israel）がその一つである。そうした気運の中、[当時]パレスチナに住んでいたユダヤ教徒たちは、自分たちがシオニストの代表的な存在となることを望んでいないと文書で宣言する許可をイギリスから得た。シオニズムを批判し、パレスチナに留まっているラビ・アムラン・ブラウは、政治的シオニズムが台頭する以前、その聖なる土地でユダヤ教徒とアラブ人が調和し、共存してきたことを強調する³⁵⁾。

イスラエルとパレスチナの紛争の原因が「野蛮なアラブ人によるユダヤ教徒に対する嫌悪」にあるとする俗説は、主にイスラエルの学者とジャーナリストの主張によってすでに退けられた。彼らは紛争の根源が「野蛮なアラブの反セム主義ではなく、1300年以上のあいだパレスチナの住民の圧倒的多数がアラブ人であったにもかかわらず、ユダヤ教徒の国がパレスチナに建国されるべきだとするシオニズムの主張にある」と結論付けている³⁶⁾。

20世紀後半のイギリスとアメリカにおけるキリスト教シオニズムの誕生は、侵略的なシオニズムの問題をさらに悪化させた。キリスト教シオニズムとは、主としてキリスト教・プロテスタントの原理主義者のなかで見られる神学的政治運動であり、ユダヤ教シオニズムの政治的な基礎をより促進させたものである。彼らが信じるのは、イスラエル国家は聖書の中で神がユダヤ教徒に関してアブラハムと交わした神聖な約束の成就だということであり、「あなたを祝福する人をわたしは祝福し、あなたを呪う者をわたしは呪う。地上の氏族はすべてあなたによって祝福に入る」という創世記12章3節の解釈に基づいて、パレスチナにおけるユダヤ教徒の国家の建設を宗教的な心情だけでなく、政治的・経済的支援の提供を通じて支持している³⁷⁾。イギリスとアメリカにおける初期のキリスト教シオニストは、パレスチナで政治主権を獲得し、その軍事征服を果たすというユダヤ教シオニストの政治計画に期待し、あるいは意図的にこうした行為を唱道した。キリスト教シオニストがイスラエルのリクード党に呼応して、「オスロ合意」と「ロードマップ」という二つの和平構想に反対したのは偶然ではない。彼らはイラク戦争も支持し、イスラエル・パレスチナ間の紛争の軍事化を急速に進めた。イスラエル福音ルーテル教会の監督であるムニブ・ユナーン氏は「キリスト教シオニズムは中東における和平の敵である」と彼のエルサレムのオフィスから訴えた³⁸⁾。

キリスト教シオニズムは自身を福音的なキリスト教徒と規定するが、彼らの無批判なイスラエル支援に全ての福音的なキリスト教徒が同意するわけではない。例えば2002年7月、約60人の著名な神学者がアメリカ大統領に対してイスラエル・パレスチナ間の解決を支援するように書簡で促した。彼らは、違法かつその評判をおとしめている現在のイスラエルの入植活動をふくめて、「パレスチナの土地の略奪」という不正義に反対することを大統領に精力的に訴えた。彼らはまた書簡に、偉大なるユダヤ教の預言者であるイザヤとイエレミヤがヘブライ語聖書の中で「神は全ての国と全ての人々に、他者に対して正義を働くこと、そして迫害された者、異邦人、父を失った者、また寡婦を護る」と宣言したことを書き添えている³⁹⁾。

結論

政治的シオニズム、そしてイスラエル国家の言動には、正義、公平な態度、そしてとくに隣人を中心とした他者全般に対する品行方正さといったトーラーの中心的な教えからの明らかな逸脱が見られる。それらの教えこそ、イスラエル国家の振る舞いとその隣人であるアラブに対する悪態を映す鏡であり、それらを正す可能性を持った力、悲願の源となるであろう。イスラエルの人々は正義、居住権、人種差別、生命、これら全てに関する業を背負うことで、自分たちの未来から希望を失っている。正義のあからさまな侵害とパレスチナ人の基本的人権の篡奪はもはや無視し難いという考えは、常識ある知識人と指導的な立場にある思想家たちのあいだでイスラエル内外を問わず高まっている。さらに言えば、かつて長いあいだユダヤ教徒がムスリムと友好的な関係の下で共存してきたという事実が、両者間の未来の和平構築の見通しを高める、イスラームの受容力の高さを示す証拠となっている。

以上の道義上の本質的な問題は、アメリカやイギリスの政府指導者、キリスト教シオニスト、またイスラエルの政治的シオニズムの支持者を含む全ての者に対して、決定的な方向転換の要求という、同一の道義的・政治的ディレンマを突きつけている。

「人間の利益と国家間の友好的な関係」にとくに寄与した個人を讃えるウルフ賞を受賞したユダヤ教研究の大家であるダニエル・バレンボイム氏は、イスラエル国家が自由についての諸原則、正義、そして平和によって建国されるべきであること、またそれはイスラエルの預言者の先見によって導かれるべきであることを2004年5月の受賞スピーチで訴えた。彼は以下のように付け加えている。

「他者が持つ基本的な権利を犠牲にして果たす国家独立に何の意味があろうか？ 苦難と無慈悲な迫害の歴史を背負うユダヤ教徒は、自らの隣人の苦難や権利に何故無関心でいられるのか？」⁴⁰⁾

2009年6月4日にカイロで宣言された、アメリカとムスリム世界との関係に新たなページを付け加えることを訴えたオバマ大統領の提言は、願わくは、両者のより建設的な関係のあり方にとっての前触れとなりうる新しい時代へのある程度の楽観をもたらした。そしてオバマ大統領の主張に対する初期の反応もまた、中東和平への展望と、ブッシュ大統領によるアメリカの強硬政策の時代の終焉を期待させるものであった。もちろん、その実現に向けた積極的な取り組みはまだ確認できず、結論を出すには時期尚早ではあるが、近い未来における中東の平和をわずかながら楽観することを正当化してくれる希望と歓迎すべき進展がそこには見られるのである。

注

- 1) クルアーンに見られるアフル・アル＝キターブ (ahl al-kitab) と同等の用語としては以下のものが挙げられる。 *alladhina utu'l-kitaba, ataynahum al-kitba, utu nasiban min al-kitab, alladhina yaqra'un al-kitab, wa man 'indahu 'ilm al-kitab, ahl al-dhikr*. クルアーンがそれ自体頻繁に「キターブ」と呼ばれることから、ムスリムは文字通りには啓典の民と言えるかもしれないが、クルアーンに関する最も共通した呼び名は勿論「クルアーン」であり、それは「キターブ」を包摂する言葉となる。言い換えれば「キターブ」は「クルアーン」の敬称であり、二つの用語は相反するものでは決してない。
- 2) Cf., Ismail Albayrak, "The People of in the Qur' an," *Islamic Studies* 47: 3, 2008, 302.
- 3) 以下に見られるハディース。 Malik b. Anas, *al-Muwatta*, Istanbul: Cagri Yayinlari, 1992: 1, 244.
- 4) 同条項によってマディーナ憲章が宗教共同体ではなく政治共同体を設けたということについては議論の余地がある。
- 5) cf., Seyyed Hossein Nasr, "Islam's Attitude Toward Other Religions in History," in ed. Muhammad Suheyl Umar, *The Religious Other: Towards a Muslim Theology of Other Religions in a Post-Prophetic Age*, Lahore: Iqbal Academy Pakistan, 2008, 123–24.
- 6) Muhammad Abu Zahrah, *Usul al-Fiqh*, Cairo: Dar al-Fikr al-'Arabi, 1377/1958, 241.
- 7) アラブの多神教徒には髪を櫛ですいて分ける習慣があったが、ムスリムはそのような習慣を持たないユダヤ教徒の髪型に倣った。こうした模倣はムスリムとユダヤ教徒が友好的な関係にあった時は続いたが、後にそうでなくなった時は事情が異なる。例えばユダヤ教徒が口髭を残してあご髭を剃るのに対し、ムスリムは口髭を剃ってあご髭を残すことで後にユダヤ教徒との差異化を図った。
- 8) Muhammad b. Isma'il al-Bukhari, *Sahih al-Bukhari, kitab al-siyam, bab siyam yawm 'ashura*.
- 9) しかしムハンマドは後にムスリムに対して、ユダヤ教徒との立場の違いを明確にさせるために断食をムハッラム月9日と10日に早めるよう指示している。
- 10) 以下に詳しい。 Ismail Raji al-Faruqi, *Islam and the Problem of Israel*, Kuala Lumpur: The Other Press, 2003 (1980), 78.
- 11) Id., Faruqi, 79–80; Ismail Albayrak, "The People of the Book," in *Islamic Studies*, 311.
- 12) Cf., id., Faruqi, 83.
- 13) Id., 86–87.
- 14) Bernard Lewis, *The Jews of Islam*, The Routledge Library Edition, vol.25, London and New York: Routledge, 2008, 67.
- 15) Faruqi, *Islam and the Problem*, 90–91.
- 16) Id., Lewis, 8.
- 17) 詳細は以下を参照。 Mohammad Hashim Kamali, *Principles of Islamic Jurisprudence*, Cambridge: the Islamic Texts Society, 2003, 306–13.
- 18) Muhammad b. 'Abd Allah al-Khatib al-Tabrizi, *Mishqat al-Masabih*, ed. Muhammad al-Albani, 3 vols, 2nd ed., Utah: al-Maktab al-Islami, 1399/1979, I, 466, *hadith*. no. 1476.

- 19) Muslim b. Hajjaj al-Nishapuri, *Mukhtasar Sahih Muslim*, ed. Muhammad al-Albani, 4th ed., Beirut: al-Maktab al-Islami, 1402/1982, *hadith*, no. 1137.
- 20) Cf. Abu Zahrah, *Usul*, 242.
- 21) 主流の学説については以下を参照。Mohammad Hashim Kamali, "Halal Industry within the Islamic Principles: a Shariah Perspective on Halal and Haram," *The Halal Journal*, Kuala Lumpur, Aug. to Dec. 2008; Khurshid A. Nadim, "Islam and Muslim non-Muslim Relations," in ed. Suheyl Umar, *The Religious Other*, 414f.
- 22) Cf. Donald Wagner, "Christian Zionism in US Middle East Policy," in ed. Aftab Malik, *With God on Our Side*, 240ff.
- 23) Ed. Aftab Ahmad Malik, *With God on Our Side: Politics and Theology of the War on Terrorism*, Bristol, U.K: Amal Press, 2005, 146.
- 24) イスラエルの行為を侵害と認める国連決議の内容については以下を参照。Id., ed. Malik, Appendix II, 317 – 20.
- 25) Chandra Muzaffar, "Israel, Racism and Zionism," *Just Commentary*, vol. 9, no. 5, 2009: 7.
- 26) Id.
- 27) Cf., Chandra Muzaffar, "Israel, Racism and Zionism," 8.
- 28) Aftab Malik, "The Betrayal of Tradition," in id., ed. Malik, 140.
- 29) Hamza Yusuf, "Religion, Violence and the Modern World," *Seasons*, Hayward, California, vol. 1, no. 2, 2003 – 2004, 5.
- 30) とくに参考となるのは以下の Aftab Malik の引用である。Rabbi Jonathan Sacs, *The Dignity of Difference: How to Avoid the Clash of Civilisations*, London: Continuum, 2003: 151.
- 31) 詳細は以下を参照。Mohammad Hashim Kamali, *The Dignity of Man: an Islamic Perspective*, Cambridge: Islamic Texts Society, 2002.
- 32) Id., Malik, 148.
- 33) Id., 161.
- 34) Id., 148.
- 35) ユダヤ教とシオニズムを区別する主張については以下のウェブサイトを参照。
<http://www.jewsnotzionists.org/index.htm>;
<http://www.nkusa.org/index.cfm>; <http://www.jewsagainstzionis.com>.
- 36) Jerome Salter, "What Went Wrong? The Collapse of the Israeli-Palestinian Peace Process," *Political Science Quarterly*, vol. 116, no. 2, 2001, 172 – 73.
- 37) Id., 224.
- 38) Corrine Whitlatch, "The Christian Zionist Distortion," in id., ed. Malik, 261.
- 39) Id., 260 – 61.
- 40) Daniel Barenboim, "On Israel," <http://www.thenation.com/doc.mhtml?1=20040607&s=baronboim>